

2020年7月15日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森 亮介
 (証券コード:7157 東証マザーズ)

新株式発行数の確定及び主要株主の異動に関するお知らせ

ライフネット生命保険株式会社(URL:<https://www.lifenet-seimei.co.jp/>) 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:森亮介)は、2020年7月3日開催の取締役会において決議した海外市場における募集による新株式発行(以下「本海外募集」といいます。)及び株式売出しにおいて、引受人であるメリルリンチ日本証券株式会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が下記のとおり確定しましたので、お知らせします。また、本海外募集による新株式発行に伴い、当社の主要株主の異動が生じますのであわせてお知らせします。

記

I. 本海外募集に係る新株式発行数の確定について

本海外募集に関し、引受人に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数	1,200,000株
--	------------

<ご参考>

1. 募集株式数

下記①及び②の合計による当社普通株式	9,200,000株
①引受人の買取引受けにより発行される当社普通株式	8,000,000株
②引受人に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式	1,200,000株

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

発行済株式総数(2020年7月8日現在)	51,395,136株
本海外募集による増加株式数	9,200,000株
本海外募集後の発行済株式総数	60,595,136株

(注) 当社は、新株予約権を発行しているものの、2020年6月1日以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は含まれておりません。

3. 今回の調達資金の使途

当社は、本海外募集の手取概算額 8,865 百万円を、今後、当社の目指す成長を実現するため、主に①新契約獲得に伴うマーケティング費用を主とする営業費用、②事業環境の激しい変化に対応するためのシステム開発費用、③新規事業を創出するための投資に充当することを予定しています。具体

ご注意:この文書は、当社の海外市場における募集による新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、当社普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

的には、①については、ブランド力及び認知度向上のためのテレビ CM やオンライン広告などの新契約獲得に伴うマーケティング費用として4,800百万円を、②については、スピードアップや柔軟性向上、データ活用を実現するシステム開発費用として2,800百万円を、③については、パートナー企業のブランド力と顧客基盤を活用して、生命保険商品をお届けするホワイトレーベルビジネスの拡大やオンラインをベースとしたお客さまとの接点の強化に伴う新規事業投資として1,265百万円を、それぞれ充当する予定です。それぞれの支出は、2021年3月期から2025年3月期までの5年間の適切な時期に行う予定です。なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社が生命保険会社の主要業務として行っている資産運用に充当します。当社の資産運用は、リスクを限定した方針に基づき、主に高格付けの公社債などの円金利資産を中心に行っています。

詳細は、2020年7月3日に公表した「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2020年7月3日開催の取締役会において決議した本海外募集による新株式発行に伴い、以下のとおり当社の主要株主である Swiss Re Life Capital Ltd が主要株主でなくなることが見込まれるものです。

2. 異動する株主の概要

- | | | | |
|---------------|-------------------|---------------------------|--|
| (1) 名 | 称 | Swiss Re Life Capital Ltd | |
| (2) 所 | 在 | 地 | Mythenquai 50/60, 8002 Zurich, Switzerland |
| (3) 代表者の役職・氏名 | CEO Thierry Leger | | |
| (4) 事業内容 | 事業部門(保険業)の持株会社 | | |
| (5) 資本金 | 100,000 スイスフラン | | |

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2020年3月31日現在)	56,839 個 (5,683,900 株)	11.07%	2 位
異動後	56,839 個 (5,683,900 株)	9.38%	2 位

(注1) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2020年3月31日現在の総株主の議決権の数513,560個を基準に算出しております。但し、Swiss Re Life Capital Ltd に係る所有議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合につきましては、2017年3月21日付で同社より提出された大量保有報告書に基づくものであり、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(注2) 異動後の総株主の議決権に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数513,560個に、今回の本海外募集による新株式発行により増加する議決権の数92,000個及び2020年6月22日付「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」にてお知らせしました譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の発行により増加した議決権の数348個を加算した、総株主の議決権の数605,908個を基準に算出しております。

ご注意:この文書は、当社の海外市場における募集による新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、当社普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

4. 異動予定年月日

2020年7月20日(月曜日)

5. 今後の見通し

主要株主の異動による当社の経営及び業績への影響はありません。

以上

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。デジタルテクノロジーを活用しながら、保険相談、お申し込みから保険金等のお支払いまで、一貫してお客さまの視点に立った商品・サービスの提供を実現するとともに、オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
03-5216-7900(広報:安藤/IR:関谷)

ご注意:この文書は、当社の海外市場における募集による新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、当社普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。